

# 経 済 要 録

国

内

◆平成5年度地方財政計画について  
 政府は、2月2日、「平成5年度地方財政計画」を閣議了解し、5日、国会に提出した。その概要は、以下のとおりである。

## 平成5年度地方財政計画

(単位 億円、%)

		4年度計画	前年比	5年度計画	前年比
歳入	一 般 財 源	515,870	4.7	519,412	0.7
	地 方 税	340,240	4.1	345,552	1.6
	地 方 交 付 税	156,792	5.7	154,351	△1.6
	地 方 譲 与 税	18,838	6.2	19,509	3.6
入	国 庫 支 出 金	119,930	12.3	122,291	2.0
	地 方 債	51,400	△8.4	62,254	21.1
	そ の 他	56,451	6.5	60,195	6.6
歳出	投 資 的 経 費	244,655	7.6	267,918	9.5
	直 轄 ・ 補 助 事 業	96,683	2.2	102,146	5.7
	地 方 単 独 事 業	147,972	11.5	165,772	12.0
	給 与 関 係 費	209,465	6.6	218,995	4.5
	公 債 費	60,698	3.9	65,547	8.0
	臨 時 財 政 特 例 債 償 還 基 金	11,882	△38.9	………	………
	一 般 行 政 経 費 等	185,451	8.0	193,492	4.3
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	31,500	△11.3	18,200	△42.2
地 方 財 政 規 模		743,651	4.9	764,152	2.8

◆大蔵大臣による「金融機関の融資対応についての所見」ならびに「中小企業金融の円滑化について」の銀行局長通達について

大蔵省は、2月8日、大蔵大臣による「金融機関の融資対応についての所見」を発表した。この骨子

は、金融機関がその本来の役割を發揮し、健全な経済活動に必要な資金供給を円滑に行うよう、本店、営業店を通じ金融機関の一層の努力を求め、このために、金融機関が顧客の資金ニーズに適時適切に対応できるよう、新規融資に対応する部門の体

制を整え、融資開拓や融資相談に力を入れる等の地道な努力を今後とも一層強化し、中小企業等の資金需要にもきめ細かく対応していくよう要請した。

また、同日、「中小企業金融の円滑化について」の銀行局長通達を発出し、中小企業金融の円滑化について一層の配慮を行うよう、金融機関に周知徹底した。

#### ◆預貯金金利の変更等について

日本銀行政策委員会は、2月16日、①金融機関の預貯金等の金利の最高限度の変更、②勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の変更、および③福祉年金等の受給者に対する定期預貯金の特例措置の期間延長についてI.のとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利をII.のとおり変更することを決定した。

#### I. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度の変更等について

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

##### 1. 臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度を下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

##### (1) 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金(期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。)

預入日に満期日の指定を必要とする定期預金

直近に日本銀行より公表された、預入金額が1千万円以上である定期預金の1週間の預入期間別平均年利率(以下「大口定期預金利率」という。)を基準利率とし、毎月第1月曜日および第3月曜日(第1月曜日および第3月曜日以外の月曜日で、直近に公表された大口定期預金利率のいずれかの預入期間にかかる利率が、当該公表時点において適用されている基準利率の預入期間を同じくするものに対して5%以上の割

合で変動した場合を含む。)に、以下の各号により算出される率をそれぞれ当該月曜日以降に預入されるものにかかる年利率の最高限度とする。

イ、預入期間が3か月以上6か月未満のもの  
預入期間3か月の基準利率に、0.8を乗じて算出される率(小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。)

ロ、預入期間が6か月以上1年未満のもの  
預入期間6か月の基準利率に、0.83を乗じて算出される率

ハ、預入期間が1年以上2年未満のもの  
預入期間1年の基準利率に、0.86を乗じて算出される率

ニ、預入期間が2年以上3年以下のもの  
預入期間2年の基準利率に、0.89を乗じて算出される率

ただし、以下の各号の区分に応じ当該各号に掲げる利率を下回るときは、当該各号に掲げる利率をそれぞれ年利率の最高限度とする。

イ、預入期間が3か月以上6か月未満のもの  
年1.76% (△0.06%)

ロ、預入期間が6か月以上1年未満のもの  
年2.64% (△0.43%)

ハ、預入期間が1年以上2年未満のもの  
年3.39% (△0.43%)

ニ、預入期間が2年以上3年以下のもの  
年3.64% (△0.43%)

預入日に満期日の指定を必要としな  
い定期預金  
年3.64% (△0.43%)

据置貯金  
年3.64% (△0.43%)

定期積金  
年2.28%

ただし、市場金利連動型定期積金(預入金額が2万円以上である定期積金であって、日

本銀行より公表された大口定期預金利率のうち預入期間が1年のもの（以下「1年物大口定期預金利率」という。）を基礎として利回りが設定されるものをいう。）については、次のとおりとする。

前月の第2月曜日の属する週の最終営業日に公表された1年物大口定期預金利率を基準利率とし、3月、6月、9月および12月の第1月曜日に、以下の各号により算出される率をそれぞれ初回の預入が当該月曜日以降に行われるものにかかる年利回りの最高限度とする。

イ、契約期間が3年未満のもの

基準利率に、0.6を乗じて算出される率（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

ロ、契約期間が3年以上のもの

基準利率に、0.65を乗じて算出される率  
貯蓄預金（期間の定めおよび据置期間がない預金であって、日本銀行より公表された大口定期預金利率のうち、預入期間が3か月のもの（以下「3か月物大口定期預金利率」という。）を基礎として利率が設定されるものをいう。）

直近において公表された3か月物大口定期預金利率を基準利率とし、毎月第1月曜日に、以下の各号により算出される率をそれぞれ当該月曜日以降の1日の最終残高にかかる年利回りの最高限度とする。

イ、無料で払戻することができる回数を毎月1日から末日までの間について5回以内とするもの

最終残高が40万円以上である日においては基準利率に0.6を乗じて算出される率（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

ただし、年1.86%（ $\Delta 0.24\%$ ）を下回るときは年1.86%（ $\Delta 0.24\%$ ）

最終残高が40万円を下回る日においては年0.18%（ $\Delta 0.09\%$ ）

ロ、その他のもの

最終残高が20万円以上である日においては基準利率に0.5を乗じて算出される率

ただし、年1.86%（ $\Delta 0.24\%$ ）を下回るときは年1.86%（ $\Delta 0.24\%$ ）

最終残高が20万円を下回る日においては年0.18%（ $\Delta 0.09\%$ ）

当座預金	無利息
納税準備預金（納税貯蓄組合預金を含む。次項において同じ。）	年 <u>1.01%</u> （ $\Delta 0.12\%$ ）
その他の預金	年 <u>0.51%</u> （ $\Delta 0.12\%$ ）

ただし、預入期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上または預入期間が3か月以上で預入金額が3百万円以上である定期預金および据置貯金、契約期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上である定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

(2) 実施日

平成5年3月1日

ただし、平成5年2月28日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該預金、貯金および定期積金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

2. 臨時金利調整法に基づき定めている勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記（1）および（2）のとおり変更し、下記（3）により実施する。

(1) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第2項第1号に規定する契約（勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和

57年法律第55号) 附則第2条第3項および勤  
労者財産形成促進法の一部を改正する法律  
(昭和62年法律第100号) 附則第2条第1項  
の規定により当該契約とみなされるものを  
含む。) にかかる預金または貯金であって、  
租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第4  
条の3第1項の規定の適用を受け当該預金  
または貯金の利子が非課税とされるものな  
らびに同項の規定の適用を受けることが  
できないこととなる事実が生じたことによ  
り当該預金または貯金の利子が課税され  
ることとなるもので当該事実が生じた日  
前に預入されたものおよび最終預入日の  
3年前の日の前日以後において、当該預  
金または貯金の元本の合計額が同条第4  
項第3号に規定する最高限度額を超える  
こととなったもののうち、期間の定めが  
あって預入日に満期日の指定を必要とし  
ないもので預入後2年を経過したもの(期  
限前払戻しの場合を除く。) にかかる利率  
の最高限度は、前記1.(1) および金融機  
関の金利の最高限度に関する件(昭和23  
年1月大蔵省告示第4号) 第2項の規定に  
かかわらず年3.64%(△0.43%)とする。

(2) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、  
勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に  
規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部  
を改正する法律(昭和62年法律第100号) 附  
則第2条第1項の規定により当該契約とみな  
されるものを含む。) にかかる預金または貯  
金であって、租税特別措置法第4条の2第1  
項の規定の適用を受け当該預金または貯金の  
利子が非課税とされるものおよび同項の規定  
の適用を受けることができないこととなる事  
実が生じたことにより当該預金または貯金の  
利子が課税されることとなるもので当該事  
実が生じた日前に預入されたもののうち、期  
間の定めがあって預入日に満期日の指定を  
必要としないもので預入後2年を経過した  
もの(期限前払戻しの場合を除く。) にか  
かる利率の最高限度は、前記1.(1) およ  
び金融機関の金利の最高限度に関する件第  
2項の規定にかかわらず年3.64%(△0.43%)  
とする。

### (3) 実施日

平成5年3月1日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが  
あって預入日に満期日の指定を必要とし  
ないもので預入後2年を経過した預金  
または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)  
のうち、平成5年2月28日までに受け  
入れたものについては、当該預金または  
貯金の預入期間満了の日までは、なお  
従前の例による。

3. 金融機関が、前記1.(2)の金利の最高  
限度の変更日から大蔵大臣が別に定め  
る日までの間に、福祉年金等の受給者  
から1人につき300万円の範囲内で  
受け入れる預入期間1年の預入日に  
満期日の指定を必要とする定期預金  
または定期貯金については、その金  
利につき前記1.(1) および金融機  
関の金利の最高限度に関する件第2  
項の規定を適用しない。

II. 平成5年3月1日以降のガイドライン  
としての金融機関の預貯金利率および  
定期積金金利回りについて

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積  
金金利回り  
(1) 期間の定めがある預金

預入日に満期日の  
指定を必要としな  
い定期預金

預入後1年を経過  
したもの 年3.39%以下(△0.43%)

預入後2年を経過  
したもの 年3.64%以下(△0.43%)

ただし、

イ、期限前払戻の  
場合の預入期間  
中の利率

(イ) 預入期間が  
6か月未満の  
場合 当該払戻しが行われる日  
の普通預金の利率以下

(ロ) 預入期間が  
6か月以上1  
年未満の場合 年2.26%以下(△0.06%)

(ハ) 預入期間が 1年以上1年 6か月未満の 場合	年 <u>2.39%</u> 以下 (△0.43%)
(ニ) 預入期間が 1年6か月以 上の場合	年 <u>3.14%</u> 以下 (△0.43%)
ロ、期限後利率	
(イ) 現払の場合 (他預金への振 替を含む。)	当該現払が行われる日の 普通預金の利率以下
(ロ) 預入日に満 期日の指定を 必要としない 定期預金また は据置貯金に 継続書替の 場合	継続預入後の、預入日に 満期日の指定を必要とし ない定期預金または据置 貯金の当該継続書替が行 われる日の利率

据置貯金

期間3か月のもの	年 <u>1.76%</u> 以下 (△0.06%)
期間6か月のもの	年 <u>2.64%</u> 以下 (△0.43%)
期間1年のもの	年 <u>3.39%</u> 以下 (△0.43%)
期間2年のもの	年 <u>3.64%</u> 以下 (△0.43%)

ただし、

イ、期限前払戻の 場合の預入期間 中の利率	預入日に満期日の指定を 必要としない定期預金の 利率に準ずる
-----------------------------	--------------------------------------

ロ、期限後利率	預入日に満期日の指定を 必要としない定期預金の 利率に準ずる
---------	--------------------------------------

定期積金（市場金利  
連動型定期積金を除  
く。以下同じ。）

年2.28%以下

ただし、期限前払 戻の場合の契約期 間中の利回り	当該払戻しが行われる日 の普通預金の利率以下
--------------------------------	---------------------------

- (2) 当座預金 無利息
- (3) 納税準備預金  
(納税貯蓄組合預金  
を含む。以下同じ。) 年1.01%以下 (△0.12%)

ただし、納税目的  
以外の事由により  
払出のあった場合  
の、その払出の属  
する利息計算期間  
中の利率

普通預金の利率以下

- (4) その他の預金
  - 普通預金および普  
通貯金 年0.26%以下 (△0.12%)
  - 通知預金 年0.51%以下 (△0.12%)
    - ただし、据置期間  
中に払戻のあった  
場合の預入期間中  
の利率
    - 当該払戻しが行われる日  
の普通預金の利率以下
  - 別段預金およびその  
他の雑預金 年0.26%以下 (△0.12%)

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協  
同組合、農業協同組合連合会および水産業協同  
組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利  
の最高限度に関する件（昭和23年1月大蔵省告  
示第4号）第2項により銀行の預貯金等の最高  
金利より高い金利を適用することができるもの  
については、さしあたり上記1.の利率および利  
回りに、預入日に満期日の指定を必要としない  
定期預金、据置預金および定期積金については  
年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、  
通知預金、別段預金およびその他の雑預金に  
ついては年0.25%を加えたものとすることがで  
きる。

3. 経過措置

上記1.および2.にかかわらず、平成5年  
2月28日までに受け入れた預金、貯金および定期  
積金のうち、期間の定めがあるものについては、  
当該預金、貯金および定期積金の預入期間または  
契約期間満了の日までは、なお従前の例による。

◆郵便貯金利率の変更について

政府は2月23日、郵便貯金利率を以下のとおり変  
更し、3月1日から実施することを閣議決定した  
（「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は、  
2月25日付で公布）。

## 主な郵便貯金の利率

(単位 年%)

	変更後	変更前
通常郵便貯金	1.56	1.80
定額郵便貯金		
1年未満	2.26	2.32
1年以上1年6か月未満	2.39	2.82
1年6か月以上2年未満	3.14	3.57
2年以上2年6か月未満	3.49	3.92
2年6か月以上3年未満	3.54	3.97
3年以上	3.64	4.07

### ◆大蔵省発表「貯蓄預貯金の商品設計の自由化について」

大蔵省は、2月19日、「貯蓄預貯金の商品設計の自由化について」を発表した。これは、民間金融機関および郵便貯金の貯蓄預貯金に関する商品設計の自由化措置について、大蔵・郵政両省が合意したもので、その内容は次のとおりである。

#### 1. 自由化措置の内容

##### (1) 最低預入残高制限の緩和

I型（無料支払回数が月5回以内のもの）については、現行の40万円を30万円に引下げ、II型（無料支払回数に制限がないもの）については、現行の20万円を10万円に引下げるこ

とする。

#### (2) スイングサービスの取扱開始

いずれのタイプの貯蓄預貯金についても、スイングサービスによる入金および出金の取扱いを行うことができるものとする。

#### 2. 実施時期

平成5年10月を目途とする。

### ◆法制審議会、商法等改正案要綱を答申

法制審議会は、2月24日、「商法等の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申した。同答申は、①株主の代表訴訟の利用を推進するため、同訴訟の目的の価額を95万円に統一する、②会計帳簿等の閲覧謄写権を有する株主の範囲を持株比率10%以上から3%以上に拡大すること、③株式会社の監査機能強化を図るため、監査役の任期を現行の二年から三年に延長し、さらに商法上のいわゆる大会社については、監査役のうち一人以上は、その就任の前五年間、その会社または子会社の取締役または支配人その他の使用人でなかった者であることを義務付ける、④社債発行限度を廃止する、⑤社債発行に際し、社債管理会社の設置を義務付け、その権利義務に関する規定を整備する、等を柱としている。

## ◆現行金利一覧

(5年3月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	( )内 前水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	2.5	5. 2. 4	(3.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	2.75	5. 2. 4	(3.5)
短期プライムレート	4.0	5. 2.15	(4.50)
長期プライムレート	4.9	5. 3. 1	(5.2)
住宅ローン			
・固定金利型	6.3	5. 3. 1	(6.6)
・変動金利型	5.2	5. 3. 1	(5.7)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	4.9	5. 3. 1	(5.2)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	4.9	5. 3. 1	(5.2)
・住宅金融公庫	4.45	4.12.24	(4.55)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	4.6	5. 2.24	(4.8)
(期間5年~7年)	4.65	5. 2.24	(4.85)
(期間7年以上)	4.7	5. 2.24	(4.9)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)			
・定期預金 (期日指定定期)			
1年	3.39	5. 3. 1	(3.82)
2年	3.64	5. 3. 1	(4.07)
・普通預金	0.26	5. 3. 1	(0.38)
・貯蓄預金 40万円タイプ	1.86	5. 3. 1	(2.10)
20万円タイプ	1.86	5. 3. 1	(2.10)
・定期積金	2.28	4. 8.17	(2.4)
・市場金利連動型定期積金			
3年未満	2.32	5. 3. 1	(2.32)
3年以上	2.51	5. 3. 1	(2.51)
・通知預金	0.51	5. 3. 1	(0.63)
郵便貯金金利			
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	2.39	5. 3. 1	(2.82)
・積立貯金 (1年)	2.47	5. 3. 1	(2.47)
・通常貯金	1.56	5. 3. 1	(1.8)
信託配当率			
・指定金銭信託合同運用口 ㉑			
1年以上のもの	3.39	5. 3. 1	(3.82)
2年以上のもの	3.69	5. 3. 1	(4.12)
5年以上のもの	3.9	5. 3. 6	(4.2)
・貸付信託 ㉒			
2年のもの	3.84	5. 3. 6	(4.27)
5年のもの	4.02	5. 3. 6	(4.32)

(注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの数の銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。  
2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても取扱い。  
3. 信託配当率は各行自主決定金利。  
㉑ 既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。  
㉒ 実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

## ◆公社債発行条件

(5年3月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回 (%)	<3月債> 3.947	<2月債> 4.520
	表面利率 (%)	4.2	4.6
	発行価格 (円)	101.81	100.55
割引国債 (5年)	応募者利回 (%)	<1月債> 4.433	<11月債> 4.695
	同税引後 (%)	3.546	3.749
	発行価格 (円)	80.50	79.50
政府短期証券 (60日)	応募者利回 (%)	(2月15日発行分~) 2.384	(8月3日発行分~) 3.141
	割引率 (%)	2.375	3.125
	発行価格 (円)	99.6096	99.4863
政府保証債 (10年)	応募者利回 (%)	<3月債> 4.335	<2月債> 4.773
	表面利率 (%)	4.3	4.7
	発行価格 (円)	99.75	99.50
公募地方債 (10年)	応募者利回 (%)	<3月債> 4.371	<2月債> 4.800
	表面利率 (%)	4.3	4.8
	発行価格 (円)	99.50	100.00
利付金融債 (3年物)	応募者利回 (%)	<3月債> 3.700	<2月債> 3.900
	表面利率 (%)	3.7	3.9
	発行価格 (円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回 (%)	<3月債> 4.000	<2月債> 4.300
	表面利率 (%)	4.0	4.3
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回 (%)	<3月債> 3.327	<2月債> 3.745
	同税引後 (%)	2.722	3.060
	割引率 (%)	3.21	3.60
	発行価格 (円)	96.79	96.40

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

## 海 外

### ◆クリントン大統領、新経済政策を発表

クリントン米大統領は2月17日、就任後初めての議会演説を行い、①短期の景気刺激策、②長期的な成長力向上策、③財政赤字削減策の3点を骨子とする新政権の経済政策を明らかにした。その概要をとりまとめると以下のとおり（財政収支見通しは第1表、その前提となる経済見通しは第2表を参照）。

#### 1. 短期的景気刺激策（300億ドル、93会計年度中に支出承認）

50万人の雇用創出が目標

- 高速道路の整備拡充（30億ドル）
- 地域開発地区への補助金（25億ドル）
- 下水浄化促進（8億4,500万ドル）
- 夏期青少年雇用・職業訓練（10億ドル）
- 一時的な投資税額控除の拡大等

#### 2. 長期的成長力向上のための公共投資増大策（94～97年度累計 1,600億ドル）

#### ①アメリカ再生（94～97年度 475億ドル）

インフラ、環境、住宅、技術開発への投資

- 高速道路、鉄道、空港の整備、拡充等（同 84億ドル）
- 研究開発投資税額控除、技術開発に対する補助金等（同 170億ドル）
- 水質浄化、環境関連技術の促進、天然資源の保全等（同 80億ドル）
- エネルギー保全、再生計画、核融合の研究等（同 30億ドル）
- コミュニティー開発地区への補助金、低所得住宅税額控除の拡大等（同 32億ドル）
- 地域における共同体および企業の育成等（同 15億ドル）

#### ②生涯教育（94～97年度 378億ドル）

子供から成人までを含めた教育システムの充実

- 国防関連職員（同 60億ドル）

(第1表) 財 政 収 支 見 通 し

(単位 10億ドル)

	1993年度	94年度	95年度	96年度	97年度	94～97年度累計
ベースライン財政赤字額見通し	319	301	296	297	346	1,241
歳出削減額合計	1	△ 20	△ 43	△ 73	△ 112	△ 247
国防費	—	△ 7	△ 12	△ 20	△ 37	△ 76
非国防裁量支出	1	△ 4	△ 10	△ 15	△ 20	△ 50
義務的経費	△ 0	△ 6	△ 12	△ 24	△ 34	△ 76
社会保障費	—	△ 3	△ 6	△ 6	△ 7	△ 21
利払い費	0	△ 0	△ 3	△ 7	△ 14	△ 24
歳入増加額合計	△ 3	△ 45	△ 51	△ 66	△ 83	△ 246
赤字削減額小計	△ 2	△ 65	△ 93	△ 139	△ 195	△ 493
景気刺激策および投資拡大策	15	27	39	47	55	169
景気刺激策	8	6	2	1	0	9
投資拡大策	—	8	20	32	39	100
減税措置	6	13	17	15	15	60
赤字削減額総計	13	△ 39	△ 54	△ 92	△ 140	△ 325
財政赤字額見通し	332	262	242	205	206	916
対GDP比率 (%)	5.4	4.0	3.5	2.9	2.7	3.3

(第2表)

## 経済見通しの概要

(単位 %)

		1991年 (実績)	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年
ベースライン見通し	実質GDP伸び率 (10~12月前年比)	0.1	2.7	2.8	3.0	2.8	2.6	2.2	1.8
	GDPデフレーター伸び率 (10~12月前年比)	3.3	2.4	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2
	CPI総合伸び率 (10~12月前年比)	3.0	3.1	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	失業率 (年平均)	6.7	7.4	7.1	6.6	6.2	6.0	5.8	5.7
	金利(年平均) TB3か月利回り 国債10年利回り	5.4 7.9	3.5 7.0	3.2 6.7	3.7 6.6	4.3 6.6	4.7 6.5	4.8 6.5	4.9 6.4
政策実施後見通し	実質GDP伸び率 (10~12月前年比)	0.1	2.9	3.1	3.3	2.7	2.5	2.5	2.5
	GDPデフレーター伸び率 (10~12月前年比)	3.3	2.4	2.8	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0
	CPI総合伸び率 (10~12月前年比)	3.0	3.1	3.0	3.1	3.3	3.3	3.4	3.4
	失業率 (年平均)	6.7	7.4	6.9	6.4	6.1	5.9	5.7	5.5
	金利(年平均) TB3か月利回り 国債10年利回り	5.4 7.9	3.5 7.0	3.7 6.7	4.3 6.6	4.7 6.5	4.8 6.5	4.9 6.4	5.0 6.4

(注) CPI総合伸び率は都市部全人口ベース、失業率は軍人を除くベース。

- WIC (女性、幼児、児童に対する食料特別追加措置、同 26億ドル)
- 児童に対する栄養補給計画 (同 93億ドル)
- 教育改革等 (同 62億ドル)
- 職業訓練 (同 105億ドル)
- 青年の技術習得 (同 19億ドル)
- 子育て・家庭補助 (同 9億ドル)

## ③雇用促進 (94~97年度 246億ドル)

## 職業訓練等の充実

- 勤労所得税控除 (EITC) の拡大 (同 199億ドル)
- 失業保険給付期間 (3年6月期限切れ予定) の7か月延長
- 犯罪対策 (同 230億ドル)

## ④医療対策 (94~97年度 256億ドル)

- エイズ、女性医療等公共医療に関する対策 (同 82億ドル)
- 麻薬等の濫用防止対策 (同 15億ドル) 等

## ⑤民間投資促進 (94~97年度 241億ドル)

技術開発等、生産性上昇につながる民間投資に対する選択的減税や補助金給付

## 3. 財政赤字削減

1994~97年度の4年間累計で4,930億ドルの削減(注)。

(注) 長期的成長力向上のための公共投資増1,600億ドル(上記2)を差引かないグロス・ベース。同投資額を差引いたネットでは3,250億ドル。

歳出削減 2,470億ドル

④国防費削減 755億ドル

①非国防裁量的支出削減 500億ドル

• 連邦職員10万人削減 79億2,700万ドル

• ホワイト・ハウス職員25%削減等 1億2,900万ドル 等

③義務的経費削減 974億ドル

• 社会保障費削減 214億ドル

• 国債の満期短期化 114億7,700万ドル 等

歳入増（増税、手数料引上げ） 2,460億ドル

① 所得税制改革（94～97年度 1,385億ドル）

- 高額所得層に対する増税措置（同 968億ドル）  
所得14万ドル（夫婦合計）以上の層に対する所得税率引上げ（31%→36%）  
所得25万ドル以上の所得に対する特別付加税（10%）の導入 等

② 企業増税（同 385億ドル）

- 年間課税対象所得1,000万ドル以上の企業に対する最高法人税率の引上げ（34%→36%）  
（同 244億ドル） 等

③ 外国企業に対する課税強化等（同 65億ドル）

- 移転価格規制の強化（同 28億ドル） 等

④ エネルギー税（同 543億ドル）

- 新エネルギー税（BTU<英国熱量単位>税）の導入（同 490億ドル） 等

⑤ 課税捕捉強化（同 57億ドル）

以上の諸措置の結果、97年度の財政赤字額（2,060億ドル）は従来の政策を続けた場合の見通し（3,460億ドル）比1,400億ドル削減される計算。

◆ 米連邦準備制度理事会、1993年のマネーサプライ目標値等を公表

2月19日、FRBのグリーンズパン議長は、「完全雇用と均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づき、経済見通しとマネーサプライのターゲットレンジ等についての半期報告書を議会に提出するとともに、上院銀行委員会において最近の経済動向および当面の金融政策について証言を行った。その概要は以下のとおり。

1. 景気の現状および見通し

(1) 今回景気回復局面の特徴

今回の景気回復局面は、①家計・企業、金融機関等国内民間部門におけるバランスシート調整、②企業のリストラ、③国防費の削減、等の特殊要因によって回復テンポが抑制されたことが特徴。

(2) 景気の現状判断

累積的な金融緩和の効果と物価の安定を背景に、すでに昨年7月の前回証言時に、①家計・企業のバランスシートの改善（負債返済の進捗、自己資本の拡大、流動性の増加）、②金融機関の収益、

自己資本比率の改善、③不動産価格の下げ止まり、等がみられており、今や、前回証言時に期待した景気拡大が生じている。

(3) 93年の見通し

93年については依然として、①銀行の慎重な貸出態度、②家計・企業の消極的な借入れ姿勢、③不動産市場の需給インバランス、④財政支出の抑制、⑤海外景気の不ぞえ、⑥企業リストラの継続に加え、⑦現在議会と政府で検討中の財政政策の不確実性等の諸問題が存在するが、それにもかかわらず景気は拡大方向にあり、93年成長率は前回（昨年7月）見通し比上方修正の方向。また、物価も引続き安定的に推移する見込み。

連邦準備制度の主要経済見通し

（第4四半期前年比 %<失業率は第4四半期平均>）

	1993年見通し		(参考) 政府見通し
	92年7月→93年2月	93年2月	93年2月
実質GDP	2.75～3.0	3.00～3.25	3.1
CPI総合	2.75～3.25	2.5～2.75	3.0
失業率	6.5～7.0	6.75～7.0	6.9

(注) CPI総合は都市部全人口ベース、失業率は軍人を除くベース。

2. 93年のマネーサプライ目標値等

(1) マネーサプライの現状評価

92年は名目GDPに比しマネーサプライの伸びは低迷。この結果、M<sub>2</sub>、M<sub>3</sub>ともにターゲットレンジの下限を下回った。マネーと実体経済の関係が変化しつつあり、マネーの流通速度のトレンドが上方にシフトしている可能性が存在。

(2) マネーサプライ低迷の背景

マネーサプライの伸び低迷の背景としては以下の要因が挙げられる。

- ①急勾配のイールドカーブによる預金から債権・株式ミューチュアルファンド等への資金シフト
- ②株式や債券相場の上昇から企業の資金調達先が借入れから資本市場にシフトしたこと
- ③自己資本比率規制や監督・規制コスト増嵩による金融機関の貸出姿勢の後退

④金融機関の株式、劣後債発行活発化による預金調達ニーズの後退

⑤資本市場の発達により預金からシフトした資金を吸収する余力が存在したこと

(3) マネーサプライの金融政策上の位置づけ

こうした状況下、マネーサプライの金融政策上の信頼性が低下している。今後マネーと実体経済の関係の安定性が回復するか、現在研究中の代替指標の有用性が明らかになる可能性があるが、当面の間、金融政策の運営においてマネーを勧奨するウエイトを減らす方向。

(4) 93年のターゲットレンジ

マネーサプライ低迷の特殊要因が依然として作用するとみられるため、93年のターゲットレンジについては昨年7月に策定したM<sub>2</sub>、M<sub>3</sub>の暫定目標値からそれぞれ0.5%ポイント引下げを決定。これは金融政策スタンスの引締め方向への変更を意味するわけではなく、純粋に技術的な変更。

マネーサプライ目標値等

(第4四半期平残前年比 %)

	1992年		93年	
	92年7月→(実績)		92年7月→93年2月	
M <sub>2</sub>	2.5~6.5	2.0	2.5~6.5	2.0~6.0
M <sub>3</sub>	1.0~5.0	0.5	1.0~5.0	0.5~4.5
国内非金融部門 負債残高 (モニタリング・レンジ)	4.5~8.5	4.6	4.5~8.5	4.5~8.5

◆米国金融機関4当局、クレジットクランチ対策を発表

金融機関監督4当局(OCC, FDIC, FRB, OTS)は、3月10日、クリントン大統領の選挙公約ともなっていたクレジットクランチ対策を発表。本措置は、金融機関に対する過重な規制負担を軽減することを通じて中小企業向け貸出を促進し、ひいては雇用拡大に資することを狙ったもの。

なお、同大統領は本対策の趣旨につき、あくまで金融機関監督面で非効率となった部分を見直すことで監督当局が真の不良資産や問題先に関してメリハリの効いたチェックを行いうるよう環境を整備することに主眼があり、BIS規制の緩和を目指したものでなければ、預金保険に新たな負担をもたらすものでもない旨をコメント。

◆ブンデスバンクは有価証券現先オペ金利を引下げ、一部欧州中央銀行が利下げを実施

ブンデスバンクは、3月5日、以下のとおり有価証券現先オペをオファーし、これらのうち、①14日物のオファー金利については0.24%ポイント引下げ(8.49%→8.25%)、②クイック・オペ金利についても前回実施時(2月19日、10日物)比0.15%ポイント引下げた(8.55%→8.40%)。

(実行日) (期間) (入札方式)

- (1) 定例オペ 3月10日 14日物 固定金利方式
- (2) 定例オペ 3月10日 28日物 金利入札方式
- (3) クイック・オペ 3月5日 5日物 固定金利方式

また、デンマーク、オランダ、ベルギーの各中央銀行は、3月10日、以下のとおり政策金利の引下げを発表した。

デンマーク	CDオペ金利	12.00%→11.50%	(10日実施)
オランダ	基準割引歩合	7.50%→7.25%	(11日実施)
	債券担保貸付歩合	8.00%→7.75%	(ク)
	約束手形割引歩合	8.50%→8.25%	(ク)
	市場介入金利	8.30%→8.10%	(ク)
ベルギー	公定歩合	7.50%→7.25%	(ク)
	中心金利	8.30%→8.10%	(ク)

◆ドイツ、「連邦再建プログラム」につき合意

ドイツの連邦・州政府、連立与党(キリスト教民主同盟<CDU>、キリスト教社会同盟<CSU>、自由民主党<FDP>)、および野党社会民主党(SPD)は、3月13日、「連帯協定」(Solidarpakt)の一つの柱となる「連邦再建プログラム」(Föderales Konsolidierungsprogramm, FKP)について合意に達した。

本プログラムは、本年1月に連邦政府が策定、連立与党3党間で合意した後、野党SPD、州政府に対して提案されていたもので、当初2月上旬には妥結の方向で協議が続けられていたが、社会保障関係費の削減の是非、連帯割増課税の導入時期、連邦と州との間の財政負担などを巡り、野党SPDが歳出削減よりは歳入増加を求めて厳しい対立姿勢をみせたことから難航していた。

今回合意に至った内容を見ると、歳入面では、当初案に比べ、95年導入予定の連帯割増税率の引上げ

(当初案4%→7.5%)など増収を図る一方、歳出面では、社会保障関係費の削減緩和、特定産業への補助金等の廃止撤回等、歳出削減方針を緩和した内容となっており、野党SPDの要求に対し譲歩したかたちとなっている。

なお、歳出削減の緩和に伴う財源は、95年の連帯割増税導入までの間、公債発行によって調達することとなるため、連邦政府の財政赤字は、95年には当初政府案の560億マルクから638億マルクまで拡大する見通し。

今回合意の主なポイントは以下のとおり。

#### 1. 歳出削減の緩和

- 当初政府案では歳出削減の一つの柱となっていた農家に対する所得補償削減、石炭産業に対する補助金削減を撤回。
- 社会保障関係費についても、失業保険、生活保障等の削減を撤回。ただし、これらの伸びを年2～3%程度に抑えることについて、今後さらに協議することで合意。
- その他の項目につき年90億マルクの歳出削減、補助金削減を決定。

#### 2. 歳入増加措置の強化

- 95年1月から実施する連帯割増所得・法人税について、税率を政府原案の4%から7.5%へ引上げ。実施期間は少なくとも数年。
- 他の保険税、石油税、資産税等については、政府原案どおり引上げ。

#### 3. 連邦財政収支の見通し

- 95年の財政赤字は、社会保障費などに伴う歳出増から、当初計画の530億マルクからさらに増加して638億マルクになる見通し。中期財政計画との比較では、200億マルク近い上振れ。

#### 4. 旧東独地域への支援

- 復興金融公庫(KfW)の住宅建設貸出枠を300億マルク増額し600億マルクとする。
- 基幹産業復興および公害対策資金として信託公社の資金借入れ枠を600億マルクまで増額(従来300億マルク)。
- 93年分の雇用創出措置として、20億マルクを追加。
- 旧東独地域復興資金として、旧東独州政府に対し、連邦政府、旧西独州政府は、95年に558億マルクを給付(うち連邦政府負担510億マルク、旧西独州政府負担48億マルク)。

- 旧東独州政府財政を支えるドイツ統一基金への出資金として、連邦政府は94年に53.5億マルクを追加出資するほか、旧西独州政府の出資も拡大。

#### 5. その他

- 旧西独州政府の上記財政負担を軽減するため、95年より付加価値税からの税収配分を従来の連邦：州=63:37から56:44へ変更。

#### ◆ブンデスバンク、公定歩合の引下げを決定

ブンデスバンクは、3月18日、中央銀行理事会において公定歩合を0.5%ポイント引下げ、7.5%とすることを決定、発表した(19日実施、ロンバート・レートは9.0%で据置き)。

本件に関し、ブンデスバンクでは、「本措置により、ブンデスバンクは段階的な金利引下げを継続した」とのプレス・リリースを発表した。

なお、今回の措置を受け、以下の中央銀行が政策金利引下げを発表した(いずれも19日実施)。

デンマーク	公定歩合	10.50%→10.00%
オランダ	基準割引歩合	7.25%→7.00%
	債券担保貸付歩合	7.75%→7.50%
	約束手形割引歩合	8.25%→8.00%
	市場介入金利	8.10%→8.00%
ベルギー	公定歩合	7.25%→7.00%
	中心金利	8.10%→8.00%
スイス	公定歩合	5.50%→5.00%
オーストリア	公定歩合	7.50%→7.00%
	ロンバート・レート	8.75%→8.50%

#### ◆英国政府、93年度予算案および経済見通しを発表

英国ラモント蔵相は、3月16日、議会において恒例の「予算演説」(Budget Statement)を行い、93年度(93年4～94年3月)予算案とその前提となる経済見通しの概要を以下のとおり発表した。

#### 1. 経済見通し

92年中の実質GDP成長率は、前年比△0.5%と2年連続のマイナス成長を記録したものの、ERM離脱後の金利低下効果等から個人消費が立ち直りをみせており、他の欧州諸国に先立ち景気は緩やかながら回復を開始した。

93年の実質GDP成長率は、個人消費を中心に前年比+1.25%とプラスに転ずる見通し。この間、インフレ率（モーゲージ金利を除いたコア小売物価指数ベース）については、引続き前年比+3.75%程度で安定的に推移。ただし、経常収支は92年比さらに悪化（△175億ポンド）する見込み。

## 2. 金融政策

今議会会期中（次回総選挙が予想される97年まで）のインフレ目標値を前年比+1～4%（コア小売物価指数ベース）とすることを確認するとともに、上記目標を達成するために、当面のマナーサプライ増加率の「モニタリング・レンジ」を以下のように設定。

- ①M<sub>0</sub>…前年比増加率+0～4%（92年度のターゲット・レンジにおける設定値と同じ）。

（注）M<sub>0</sub>については従来決定されていた「ターゲット・レンジ」を、インフレ率を目標値としたこととの兼ね合いから、本年より「モニタリング・レンジ」に変更。

- ②M<sub>4</sub>…前年比増加率+3～9%：92年度下期の「モニタリング・レンジ」として4～8%が設定されていたが、中心値（6%）は据置きつつ、幅を拡大。

## 3. 財政収支

景気停滞による税収減および社会保障支出増などから92年度の財政赤字（公共部門借入れ所要額）は

350億ポンド（対GDP比率6%弱）に達し、93年度はさらに500億ポンド（同8%）に拡大する見込み。

こうした財政赤字について、英国政府では、①今後の景気回復に伴って解消される保証はなく、②国債発行増が利払い負担を増加させるなど構造的赤字要因を創出することも考えられることから、財政赤字削減に真剣に取り組む必要がある、と指摘。

## 4. 税制改正等

93年度については、軌道に乗り始めた景気回復をより確固としたものにするため、増税等税制改正は小幅なものにとどめる一方、94年度以降は財政赤字削減のため本格的な増税を実施するとの方針を発表。

具体的諸策としては以下のとおり。

93年度の税制改正では、所得税、物品税で増税する一方、固定資産税、印紙税で減税が実施されるため、ネット増収は4.9億ポンドにとどまる。

- ①所得税にかかる人的控除、基本税率適用限度額等の据置（+6.6億ポンド）。

- ②カンパニー・カーにかかる課税強化（+2.0億ポンド）。

- ③ビール・ワイン、タバコ、ガソリンにかかる物品税引上げ（+7.7億ポンド）。

- ④事業用不動産にかかる固定資産税軽減（△3.7億ポンド）。

- ⑤所得税軽減税率（20%）の適用範囲を年間課税所得2,000ポンドから2,500ポンドへ拡大（△3.0億ポンド）。

## 政府経済見通し

（前年比 %、< >内水準、（ ）内は11月見通し）

	1992年（実績）	93年（見通し）	94年上期（見通し）*
実質GDP	△0.5（△1.0）	1.25（1.0）	3.0（2.4）
個人消費	0.2（△0.25）	1.25（1.25）	1.75（2.1）
政府消費	△0.2（0.5）	0.25（0.5）	1.25（1.0）
総固定資本形成	△0.6（△2.0）	0.5（0.25）	2.75（3.4）
在庫増減	0.5（0.5）	0.25（0.5）	1.25（0.4）
輸出等	1.9（3.25）	5.5（5.5）	10.5（4.9）
輸入等	5.1（6.5）	4.75（5.75）	9.25（4.9）
経常収支（億ポンド）	<△120（△120）>	<△175（△155）>	<△185（△171）>
小売物価（10～12月、%）	3.75（3.75）	3.75（3.75）	3.75（4.0）

- （注）1. 在庫増減は、実質GDPに占めるウエイト変化幅（%）。  
 2. 11月見通しは、92年11月の秋季財政経済演説における政府見通し。  
 3. \*は、通年見通し。94年にかかるエコノミストの見通し平均（93年3月時点、大蔵省調べ）。  
 4. 小売物価は物価コンポーネントからモーゲージ金利負担を除いたベース。  
 5. 94年上期政府見通しの小売物価は第2四半期、経常収支は年率ベース。

⑥不動産にかかる印紙税の課税最低限引上げ（△2.2億ポンド）。

94、95年度には、上記93年度の税制改正に加え、以下の増収効果の大きい措置が講ぜられる（増収額は94年度ベース）。

①所得税の夫婦控除にかかる負担軽減効果の定額化（9.1億ポンド）。

②住宅ローン金利の税額控除率を20%に一律化（8.2億ポンド）。

③電気、ガス等にかかるVAT課税（VAT税率：現行0%→94年度8%＜+9.5億ポンド＞→95年度17.5%＜+23.0億ポンド＞）。

④社会保険料引上げ（+17.9億ポンド）。

#### ◆ハンガリー国立銀行、フォリントを1.9%切下げ

ハンガリー国立銀行は、2月11日、同国通貨フォリントの主要通貨バスケットに対するレートを1.9%切下げを決定し、12日より実施した。

#### ◆チェコ、スロバキア通貨分離

チェコ、スロバキアは、2月8日、旧連邦通貨であるチェコスロバキア・コルナの法的効力を停止させ、同日より両共和国の中央銀行が発行するチェコ・コルナ、スロバキア・コルナをそれぞれ法貨とすることとした（注）。

また同時に「決済協定」を締結し、通貨分離後の両共和国間の貿易に際し、月ごとの貿易収支をECU建てで決済することを合意した。

（注）両共和国は、「通貨同盟」（92年11月締結）により、連邦分離後も半年程度は共通通貨を使用していく予定であったが、両国の経済状況の相違が大きいことにかんがみ予定より早く独自通貨導入に踏切ったもの。ただし、新紙幣の準備ができるまでの間は旧紙幣に共和国のマークを貼付したものを使用し、順次新紙幣に切換えていく予定。

#### ◆ポーランド国立銀行、公定歩合を引下げ

ポーランド国立銀行は、2月21日、公定歩合を3%ポイント引下げ32%とすることを発表し、22日より実施した。

#### ◆韓国政府、景気浮揚目的の財政措置を発表

韓国政府は、2月4日、景気浮揚のための財政措置を発表。同国では景気減速傾向が鮮明となりつつあるが、今回の措置は、1月26日の公定歩合引下げに続き、財政面からも景気梘子入れを図るとの政府のスタンスを明確にしたもの。具体的には、93年度予算のうち60%程度を上半期（1～6月）に執行するほか、前年度からの繰越し公共事業を3月までに実行する方針。

#### ◆韓国政府、外国人による不動産取得を原則解禁する方針を表明

韓国政府は、2月10日、外国人による不動産取得を93年7月以降原則解禁するとの方針を表明（投機目的のものを除く）。同措置は、このところ低迷が続いている海外からの直接投資の梘子入れを企図したものの。なお、同国は96年前後をめどにOECD加盟を目指しているが、その際必要となる資本移動自由化コードに現行の外国人不動産取得規制が抵触したかたちとなっており、今回の措置により一つ障害が取払われる格好。

#### ◆韓国、金泳三大統領就任

2月25日、先の大統領選挙（12月18日）で当選した金泳三・与党民自党総裁が第14代韓国大統領に就任。同政権は32年ぶりの本格的文民政権であり、選挙での高い支持率（42%）を背景とする強力なリーダーシップの下、経済の立て直し、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）との関係改善などに取組む方針。翌26日には、黄寅性氏を新首相とする学者・民間人を多数起用した新内閣を発足させた。

#### ◆台湾、行政院長に連戦氏が就任

立法院（国会に相当）は、2月23日、郝柏村行政院（内閣に相当）の総辞職を受け、後任の行政院長（首相に相当）として、与党国民党が指名した連戦氏（前台湾省政府主席）を承認。なお、連戦氏の行政院長就任により、台湾出身者（本省人）が初めて総統（李登輝氏）、首相の2大ポストを占めることとなった。

◆香港、93年経済見通しおよび93年度予算案を発表

香港政庁は、3月3日、93年の経済見通しおよび93年度（93年4～94年3月）の予算案を発表した。

1. 93年の経済見通し

93年の香港経済は、中国向けを中心とする輸出の好調持続（前年比92年+19.1%→93年+18.5%）、所得環境の一段の好転、個人消費の増加（民間消費支出 同92年+8.6%→93年+7.5%）、設備投資の増加（国内固定資本形成 同92年+11.3%→93年+7.1%）、といった好循環に支えられて、成長のテンポをさらに加速する見通し（実質GDP成長率 同92年+5.0%→93年+5.5%）。

ただし、こうした好景気を持続させるうえで香港経済が検討すべき課題として以下の点を指摘。

(1) インフレ問題

93年の物価上昇率は、92年に続き1桁台に収まる見通しであるが、決して満足できる状態ではないと評価（CPI上昇率、92年+9.4%→93年+9.5%）。

(2) 中国の最恵国待遇問題

上記の5.5%成長の見通しは、米国が中国の最恵国待遇を更新することを前提としたものであり、仮にこうした前提が満たされなかった場合には、7万人の雇用機会が失われ、成長率は3%ポイント下振れする可能性があるとして指摘。

香港の実質GDP需要項目別内訳

(前年比増減(△)率 %)

<ウエイト %>*	1991年	92年	93年 (見通し)
民間消費支出< 60.9>	8.5	8.6	7.5
政府消費支出< 8.6>	6.8	8.1	5.0
国内固定資本形成< 27.8>	9.7	11.3	7.1
うち建設・住宅< 8.6>	△ 0.3	1.3	1.3
うち民間< 5.8>	2.3	△ 1.7	△ 2.0
公的部門< 2.8>	△ 5.5	7.7	8.0
企業設備< 12.0>	17.0	23.1	14.9
輸 出< 124.6>**	16.6	19.1	18.5
うち地場輸出< 31.5>	0.4	0.2	1.0
再輸出< 93.0>	26.3	28.1	25.0
輸 入< 129.1>**	19.0	22.2	18.8
実質GDP計< 100.0>	4.2	5.0	5.5

(注) \* GDP需要項目別ウエイトは92年時点のもの。

\*\*輸出入は財貨のみ（サービスは含まず）。

2. 財政見通し

(1) 92年度の財政収支は、歳入面で企業収益の好調や株式取引の堅調を背景に法人税および印紙税が増収になったことに加え、歳出面で新空港工事の遅延やその他の公共投資の後ずれが生じたことから、205億ドルの黒字と当初予想（75億ドルの黒字）比大幅に黒字幅が拡大。これを映じ、92年度末の財政剰余金は1,196億ドルに達する見込み。

(2) 93年度については、景気拡大持続から歳入増が見込まれるものの、税制面で個人所得税を中心とした減税措置が講じられるほか、歳出面で新空港関係等インフラ投資の増嵩や教育、福祉、医療関係の大幅支出増が見込まれるため、財政収支は8年ぶりの赤字（34億ドル）となる見通し。

香港の93年度予算案

(単位 億香港ドル、%)

	1992年度 実績見込み	93年度 当初予算	前年比
歳 入	1,356	1,500	10.6
うち一般会計	1,213	1,340	10.5
歳 出	1,151	1,534	33.3
うち一般歳出	869	993	14.3
収 支 尻	205	△ 34	—

(注) △は赤字。

◆シンガポール政府、「商品・サービス税」の導入を決定

シンガポール政府は、2月9日、94年4月より同国初の大規模間接税「商品・サービス税」(Goods and Services Tax : GST)を導入する旨発表。当初税率は3%で、導入後少なくとも5年間は税率を据置く方針。また、同税導入に伴う逆累進性を緩和するため、医療・教育に対する補助金の引上げや、法人税・個人所得税の税率引下げ（法人税率 現行30%→94年4月以降27%、個人所得税率 同33%→同30%）も併せて実施する予定。

本税導入の目的についてフー蔵相は、「国家歳入の過度の直接税依存に起因する企業家精神の後退、若年層への過重な税負担を回避し、収収の直間比率を5対5（現行6対4）にまで是正することで、

シンガポール経済の競争力を維持することに主眼がある」としている。

◆シンガポール政府、93年度予算案を発表

シンガポール政府は、2月26日、1993年度（93年4～94年3月）予算案を国会に提出。本予算案によれば、政府開発支出を中心に歳出の伸びが見込まれるものの、製造業輸出の伸長等を主因とする景気拡大により税収増が期待され、歳入の伸びが歳出の伸びを上回るため、黒字幅は17億シンガポール・ドル（前年度当初予算は10.4億シンガポール・ドルの黒字）となる見通し。なお、同国政府は、本予算案作成に際し、1993年の実質GDP成長率を6～7%と想定した。

本予算案の概要は以下のとおり。

(1) 歳入（運営歳入<Operating revenue>）

景気拡大による法人・個人所得税の増収が見込まれる（租税収入前年度当初予算比+13.2%）ほか、手数料収入も増収となることから、歳入全体では前年度当初予算比+13.0%の増収となる見通し。

(2) 歳出（運営支出<Operating expenditure>と開発支出<Development expenditure>の合計）

インフラ整備、公共住宅関連支出を中心に開発支出が2桁の伸び（前年度当初予算比+13.6%）となるものの、運営支出の伸び（同+6.7%）が小幅にとどまることから、歳出全体では前年度当初予算比+9.2%の支出増となる見通し。

シンガポールの93年度予算案

	百万シンガポール・ドル	前年度当初予算比 (%)
運営歳入	17,235.2	13.0
うち租税	14,467.2	13.2
手数料等	1,938.8	42.5
その他	829.3	△25.8
運営支出	9,753.7	6.7
開発支出	5,764.3	13.6
うち政府開発	3,089.1	16.4
財政収支	1,717.3	—

◆シンガポール証券取引所、個別株オプション取引を導入

シンガポール証券取引所（SES）は、3月8日、取引の一層の活性化を目指し、同市場を代表する優良銘柄について個別株オプション取引を開始。

◆シンガポール預貸金金利の引下げ

シンガポールでは、93年3月上旬に、4大商業銀行が預金金利、プライム・レートの引下げを実施した。今回の措置は、住宅・建設向けを中心とする資金需要の低迷に伴い、インターバンク・レートが低下していることに対応したものの。

各行の預金金利引下げ幅、プライム・レートは以下のとおり。

シンガポール大手商業銀行の預貸金金利

	実施日	預金金利引下げ幅 (%)	プライム・レート (%)
シンガポール・デベロップメント銀行	92.9.21	△0.25	5.25→5.0
	93.3.4	△0.25	5.0→4.75
オーバーシー・チャイニーズ銀行	93.3.9	△0.25	5.25→5.0
ユナイテッド・オーバーシーズ銀行	93.3.9	△0.25	5.25→5.0
オーバーシーズ・ユニオン銀行	93.3.9	△0.25	5.25→5.0

---

◆フィリピン政府、ユーロ・ドル債を発行

フィリピン政府は、2月10日、1983年の債務危機以来10年ぶりに150百万ドルのユーロ・ドル債を発行した。本ユーロ債の発行については、国際金融市場への復帰を通じて対外信用を回復し、直接投資等海外資本の導入円滑化に資することに主たる狙いがあるものとみられている。

◆中国、人民元の海外への持出しおよび海外からの持込みを解禁

中国人民銀行（中央銀行）は、2月13日、人民元

の海外への持出しおよび海外からの持込みを3月1日から解禁することを発表。1回の出入国に際し、持出し、持込みできる人民元は、中国人、外国人の別を問わず、限度額1人当たり6千元に制限。

◆中国、初の国内向け外貨債券を発行

中国投資銀行（海外からの中長期資金主として基本建設用）の調達とその融資を目的とする専門銀行）は、中国国内居住者を対象とする初の外貨債券の発行を計画、93年上期中にも、総額5,000万米ドルを発行する予定（償還期間1年、利率4.75%）。